

調達件名：情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務（意見）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	2-17	4	2.5.1 作業内容 (5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可用照合リスト情報の作成	4	「情報提供者と情報照会者の間でやり取りされる特定個人情報について、調査研究等の成果並びに工程管理支援受託者の作成するデータ標準作成のインプット資料及び作成に向けて必要となる各機関との調整の支援を受け、データ設計を行い、データ標準（データの仕様書）案を策定する。」とありますが、工程管理受託者の作成するインプット資料の作成内容を具体的に記述した方が良いと考えます。	別表2の事務、それに関わる特定個人情報については、実際の具体的な事務レベルの記載にはなっていないため、対象事務に関わる部署に確認し、明確化する必要があると考えております。 この様な関連部署との調整をおこなった結果をどのレベルまでインプット資料として作成するのは、現在の記述では、工程管理受託者と設計・開発業務受託者の間でグレーゾーンとなることが予想されます。また、情報開示のセキュリティ上最も重要な仕様部分と思われるため明記すべきと考えたためです。	工程管理受託者の業務委託後に、各省庁との調整の結果やデータ項目の確認、データ設計等により発生する、データ標準等の各種原案からの追加、変更の差分がインプット資料として提示されることを想定しております。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
2	2-20	25	2.5.1 作業内容 (17) 受託者とその他業務の受託者等との連携（イ）品質検証受託者との連携	4	設計・コード検証は、「コーディング規約等各種開発標準への準拠性検証」などのコーディング記述方法についての検証を含むと考えてよろしいですか。 その場合、この検証は単体テスト工程にて実施を行い、結合テストにおいて改善状況等の確認を頂くものとさせていただきます。	コーディング規約等各種開発標準への準拠性検証は単体テストまでに実施し、結合テストの前提条件と考えるため意見致します。	「コーディング規約等各種開発標準への準拠性検証」自体は、本業務受託者が主体となって実施する役務です。一方、品質検証業務では、第三者の視点からそれらの妥当性検証を品質検証受託者が実施しますので、別役務です。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
3	2-20	25	2.5.1 作業内容 (17) 受託者とその他業務の受託者等との連携（イ）品質検証受託者との連携	4	ブラックボックス・セキュリティ・性能テストは総合テスト工程にて実施を行い、総合テストの期間内に確認を頂くものとさせていただきます。	品質検証業者によるブラックボックス・セキュリティ・性能テストの検証は受入テスト（要求どおりに不具合無く動作することを検証）の前提条件と考えるため意見致します。	「ブラックボックス・セキュリティ・性能テスト」自体は、本業務受託者が主体となって実施する役務です。一方、品質検証業務では、第三者の視点からそれらの妥当性検証を品質検証受託者が実施しますので、別役務です。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
4	2-22	9~16	2.5.1 作業内容 (17)受託者とその他業務の受託者等との連携 (オ)工程管理支援受託者との連携	1	国、地方公共団体からの技術的な問合せについて、本調達仕様書（案）（案）では本業務の受託者が直接対応することとなっていますが、工程管理支援業務の調達仕様書（案）（案）（4.4.2 照会受付）においては、工程管理業務受託者が「テクニカルサポート窓口」を設置することになっており、仕様に不整合があるように見受けられます。 国、地方公共団体からの技術的な問合せに対しては、工程管理支援業務受託者を介して回答を行うこととしてはいかがでしょうか。	工程管理業務受託者が責任をもって一元的な受付回答を行うことで、国、地方公共団体に対する一貫性のある対応が可能となると考えられるため。	テクニカルサポート窓口での問合せの中には、設計・開発事業者でないと適切に回答できないものがあると想定しています。そこで直接対応することとしています。また、その対応における回答の内容については、工程管理支援事業者と共有することとしているため、これらの回答を蓄積・管理することにより、同様の問い合わせについては、工程管理支援事業者からの回答が可能となるものなどと想定しており、一貫性のある対応が可能となるものと考えています。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
5	2-27 2-30 2-30	表中項番12 表中項番1 表中項番1	2.5.2(6)(ア)表2.5-6 2.5.2(8)(ア)表2.5-11 2.5.2(8)(イ)表2.5-12	4	システム基盤概要設計書、基盤要件定義概要版（案）、政府共通プラットフォーム移行対象システム移行検討連絡票の提出期限が、要件定義の終了と同時期になっていますが、要件定義の結果を十分に検討して確実に反映させるために、これらの提出期限を基本設計完了時としてはいかがでしょうか。	調達システム規模を踏まえ、要件定義及び基本設計の期間を十分に確保する必要があるためです。	システム基盤概要設計書、基盤要件定義概要版（案）、政府共通プラットフォーム移行対象システム移行検討連絡票の提出期限は、関係するシステムの円滑な開発に資するための情報提供時期を考慮して設定したものです。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
6	3-3	表3.1-1	3. 1 機能要件	3	本表の機能名称と附属2全体機能構成図中及び3. 1. 1以降の機能名称の不一致があります。 例.#3の「データ入出力機能」や、#16の「情報提供管理機能」など。	誤記と想定されるため。	ご意見のとおり、「附属2全体機能構成図」及び「3. 1. 1以降の機能名称」について誤記による不一致があります。不一致となっている名称の誤記について修正します。
7	3-5	3.1	3. 1 機能要件	2	業務共通として、コアシステムおよびインターフェイスシステムの稼働等監視をおこなう管理画面およびシステムを明示すべきと思われます。	稼働監視をコア、インターフェイス別々でなく、集中して管理する方式を適用することにより、確実な管理が可能となると考えられます。（3-30、3-31の3.2.1 おおび3.2.2に関連します）	インターフェイスシステムの稼働状況については、3.1.4(1)(ア)⑦にあるとおりコアシステムに把握することとなります。ただし、コアシステム、インターフェイスシステム等の稼働等監視の管理等画面については、3. 2 画面要件に記載のとおり、設計工程で確定することとしています。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
8	3-7	24	3.1.1 コアシステムの機能 (2)符号管理機能(ア)機能要件①連携用符号の生成	2	<p>「住民基本台帳ネットワークシステムから受領する情報を利用し、住民票コードを変更した者についても連携用符号を変更させないこと（住民票コードの変更に関する情報は、住民基本台帳ネットワークシステムより通知されるため、住民票コードより変換された同一個人の連携用符号を紐付して保存しておき、最初に使用された連携用符号を使用して機関別符号を生成すること。）」</p> <p>という表現がありますが、「住民票コードより変換された同一個人の連携用符号を紐付して保存しておき」という部分で、住民票コードと連携用符号の紐付け情報をコアシステムで保存するように読み取れますが、P3-8③「情報消去」の部分では、符号発行後、住民票コードをコアシステムでは保持しないとしている認識ですので矛盾があるのではないかと考えます。</p>	<p>(①住民票コード)--<不可逆変換>-->(②連携用符号)--<可逆変換>-->(③機関別符号)</p> <p>上記の様な変換を情報提供ネットワークで行う認識であり、上記③を生成後、①は、すぐに消去することになっているため、①の住民票コードの変更の①' がきたとすると、①'からは、②は生成できず、また、②から①は不可逆変換なので生成することができません。よって、①'と②の紐付けをするのが困難と思われるためです。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムから受領する情報とは、住民票コード変更時の新旧の住民票コード（①と①'）の通知です。（住民基本台帳法第30条の9の2の第2項）</p> <p>通知された新旧の住民票コードに対して、それぞれ連携用符号に生成することにより、新旧の住民票コードに対応する新旧の連携用符号（②と②'）が得られ、この連携用符号を紐づけて保存します。</p> <p>機関別符号等の発番にあたって新住民票コード（①'）を受信し、それから新連携用符号（②'）が生成されますが、先に紐付られた連携用符号（②と②'）が保存されていますので、そこから新連携用符号（②'）から旧連携用符号（②）への変換が行えます。</p> <p>つまり、変更後の住民票コード（①'）から変更前の住民票コードから生成した連携用符号（②）が生成できることとなりますので、記述に矛盾はありません。</p>
9	3-7 3-9	24 11	3.1.1 コアシステムの機能 (2)符号管理機能(ア)機能要件①連携用符号の生成 (イ)機能一覧表3.1-3 項番5連携用符号管理機能	3	<p>項1では住民票コードの変更に伴う連携用符号の変更は行わないとの記述があるが、項2では住民票コード変更などによる連携用符号の変更履歴とあり、記述に齟齬があるように見受けられます。</p> <p>項2の文書の修正が必要と考えます。</p>	<p>2箇所の記述に齟齬があると考えられるため。</p>	<p>住民票コード変更時には、住民基本台帳ネットワークシステムから受領する情報として、新旧の住民票コードの通知を想定です。（住民基本台帳法第30条の9の2の第2項）</p> <p>通知された新旧の住民票コードに対して、それぞれ連携用符号に生成することにより、新旧の住民票コードに対応する新旧の連携用符号が得られ、この連携用符号を紐づけて保存します。</p> <p>これが、連携用符号の変更履歴です。</p> <p>機関別符号等は、住民票コードから生成される連携用符号から生成されることになっていません。機関別符号等発番のため連携用符号が生成後、住民票コードが変更され、さらにその後機関別符号等発番が行われることとなると、それぞれの発番時に新旧の住民票コードに対応する新旧の連携用符号が生成されてしまい、同一個人の機関別符号等が異なった連携用符号から生成されることとなります。そうしますと、機関別符号等と個人との対応関係などに問題を生じることが考えられます。</p> <p>そこで、連携用符号から機関別符号を生成する際には、住民票コードの変更による連携用符号の変更の影響を受けないよう、連携用符号の変更履歴を用い、変更された住民票コードから生成した連携用符号を当初の住民票コードから生成された連携用符号に変換することを考えています。</p> <p>つまり、連携用符号の変更を行わないため、連携用符号の変更履歴を生成することによって、2箇所の記述に齟齬はありません。</p>

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
10	3-10	6	3.1.1 コアシステムの機能 (3) 情報提供管理機能 情報提供等の実現	1	当該機能は、既に許可証を発行済みの処理であり、情報提供の求めは情報提供者に到達済み・且つ情報提供済みの場合もありえることから、取り消すことが難しいと考える。どのような場合における処理を想定しているのか、補足的にご説明いただきたい。	機能の実現が困難と考えられるため。	情報照会における取り消し等への対応は、情報照会における誤びゅうに関して、求めの通知までを取り消すことを想定しております。なお、詳細については、設計段階にて検討することとしています。
11	3-10	14	3.1.1 コアシステムの機能 (3) 情報提供管理機能(ア) 機能要件②情報提供等にかかわる情報の登録・管理	2	「・・・機関、事務、特定個人情報などの名称は複数言語に対応できること」という表現がございますが、情報連携の際に情報提供の可否判定を行う際に照会許可用照合リストと照合する機関、事務などの情報は、コード値などを想定しておりました。ここで複数言語に対応できるとおっしゃっているのは、情報提供等記録などにログを残す際の処理についてのことでしょうか。認識があらればその旨を明確にすべきと考えます。	情報提供可否判定の際に、業務などの値をコード値で判定する場合と、各国の言語で判定する場合は、処理方法が変わってくるため、仕様を明確化したいと考えたためです。	当初のご想定のとおり、機関、事務などの情報は符号（コード値）です。また、複数言語への対応は、ログに残すためでもなく、表示のための処理を想定しております。なお、複数言語への対応については「7.5 多言語対応要件」として示しております。
12	3-12	1	3.1.1 コアシステムの機能 (4) 情報提供等記録管理機能 (イ) 機能一覧 表3.1-5	3	表3.1-5 情報提供等記録管理機能の項番3情報提供等記録整備機能の主な処理内容の説明で、「検索条件として入力された機関別符号～」は、「検索条件として入力された開示システム用符号～」ではないでしょうか。	確認のためご意見致します。	情報開示請求などの場合、検索条件として入力するものは、開示システム用符号とは限らないため、符号管理機能を通じて、情報提供等記録用符号に変換するのは開示システム用符号を含め、「機関別符号等」として示しています。詳細は、今後の設計によるため、調達仕様書（案）のとおりとします。
13	3-14	18～23	3.1.1 コアシステムの機能 (5) 監視・監督支援機能(ア)機能要件 ①情報提供に係る処理の監視	1	情報提供に際して、閾値を超えた場合に情報照会要求を一時的に保留し、安全性が確認された後に情報照会要求を再開するものとありますが、安全性確認については、委員会が行う想定でよいでしょうか。また、委員会が安全性の確認を行うと仮定した場合、その確認時間は長時間に及ぶことが予想されるため、情報照会の一時的な保留ではなく、エラーとして返却する要件としてはいかがでしょうか。	仕様確認のため。	安全性の確認については、特定個人情報保護委員会が行うことを想定していますが、情報照会の一時的な保留として捉えており、エラーとして返却することを要件としておりません。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
14	3-15	—	3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能(ア)機能要件	4	コアシステムで必要となる鍵ペアは、 ①「認証局としての鍵ペア」 ②「通信の暗号化/サーバ証明をするための鍵ペア」 ③「情報照会許可証にデジタル署名をするための鍵ペア」 の3組だと考えますが、③「情報照会許可証にデジタル署名をするための鍵ペア」についての記述がないと思います。③については、実際に3組目の鍵ペアを作る、もしくは、①が③も兼ねる、もしくは、②が③を兼ねる、などについての記述があるべきだと思います。	情報照会許可証のデジタル署名をするための鍵ペアについて明確にしてほしいためです。	コアシステムで必要となる鍵ペアについては、3.1.1(6)(ア)③の4つの中黒(中点)に記載のとおり、設計工程で確定することとしています。
15	3-15	—	3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能(ア)機能要件	4	中間サーバー側の鍵ペアをどこで作成するのかを明確に記載して頂きたいです。つまり、コアシステムの認証局で中間サーバーの鍵ペアも生成する必要があるのか、それは中間サーバー側で生成するのかを明確にして頂きたいです。	コアシステムの認証局で、中間サーバー等の公開鍵にデジタル署名をする(=中間サーバー等のサーバ証明書を発行する)ことはうたわれていますが、元になる鍵ペアの生成については明記されていないためです。	中間サーバーの鍵ペアについては、コアシステムで生成いたしません。鍵ペアの生成場所(中間サーバー内で生成するのか、又は、中間サーバー以外の別システム等で生成したものを何らかの手段を用いて中間サーバーに取り込むのか)については、中間サーバーの設計によります。なお、情報提供ネットワークシステムで使用する電子証明書の仕様(プロファイル等)については、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発業務において設計し、外部インターフェイス定義書で関係機関に提示する予定としておりますので、当該仕様準拠する形で鍵ペアを準備していただくことを想定しています。
16	3-17	12	3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能(ウ)特記事項	4	中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行に対し、GPKI、LGPKIの認証基盤を活用する方法での提案も受け付けるとありますが、これらを活用するか独自に構築するかについては、RFPIにて明示されていることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	GPKI及びLGPKIの活用が独自構築かによって、提案者毎の応札金額に差が生じることが想定されるためです。	ご意見を踏まえ、既存の認証基盤(「GPKI、LGPKI」をいう。以下同じ。)を活用する方式で提案いただくことといたします。調達仕様書(案)の「3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」は「(6) 暗号化通信用等電子証明書管理機能」に修正し、既存の認証基盤から発行・交付される電子証明書を利用することとし、関連する調達仕様書(案)の記述を修正します。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
17	3-17	12	3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能(ウ)特記事項	4	「中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」においては、本調達での開発を基本とされ、GPKI・LGPKIの認証機能の活用も可とされていますが、GPKI・LGPKIの認証機能の活用を基本とすべきであると考えます。・	GPKI・LGPKIは、既に運用されている認証基盤であり、官職(職責)証明書やサーバ証明書を安定的に発行しています。本調達で示されている中間サーバー等暗号化通信用電子証明書の発行においては、実績面からGPKI・LGPKIを活用することが運用に資するものと考えます。・	ご意見を踏まえ、既存の認証基盤(「GPKI、LGPKI」をいう。以下同じ。)を活用する方式で提案いただくことといたします。調達仕様書(案)の「3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」は「(6) 暗号化通信用等電子証明書管理機能」に修正し、既存の認証基盤から発行・交付される電子証明書を利用することとし、関連する調達仕様書(案)の記述を修正します。・
18	3-17	11	3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能(ウ)特記事項	4	「中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」の実現方法として、GPKI、LGPKIの認証基盤を活用した提案を受け付けるものと記載されておりますが、提案時において、総務省行政管理局様、(財)地方自治情報センター様との事前の仕様調整等は難しいものとするため、本機能の実現方法として、GPKI、LGPKIを利用するか否かについては、内閣官房様にて決定いただけませんか。・	受託前の総務省行政管理局様、(財)地方自治情報センター様との事前調整は難しいと考えられるため。・	ご意見を踏まえ、既存の認証基盤(「GPKI、LGPKI」をいう。以下同じ。)を活用する方式で提案いただくことといたします。調達仕様書(案)の「3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」は「(6) 暗号化通信用等電子証明書管理機能」に修正し、既存の認証基盤から発行・交付される電子証明書を利用することとし、関連する調達仕様書(案)の記述を修正します。・
19	3-21	5	3.1.2 インターフェイスシステムの機能(4) 情報提供関連機能(ア)機能要件①情報提供等の実現	2	「情報照会者などから提示された処理通番発行/情報照会許可依頼を照会許可照合リスト情報と照合及び番号法第21条第2項第2号に該当していないか判断し、情報提供の可否を判定すること。」という表現の部分ですが、P3-9の情報提供コア側の機能にも同様の表現「上記において、情報照会者などから提示された提供許可要求を照会許可照合リスト情報と照合及び番号法第21条第2項第2号に該当していないか判断し、情報提供の可否を判定すること。」があり、インターフェイスシステム側でもコアシステム側の両方で照会許可照合リストを用いた判定を行うように見えますが、もし両側で行う判定処理に違いがあるのであれば明確化した方が良くと思います。・	インターフェイスシステム側でもコアシステム側でも同様の判定処理を行うのかどうか仕様を明確にした方が良く考えたためです。・	情報提供の可否判定は、インターフェイスシステム、コアシステムで同様の判定処理を行うこととしています。「表3. 1-9 インターフェイスシステム機能の一覧 項番3 情報提供関連機能」に「概要」を示しています。・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
20	3-24	28	3.1.3 監視・監督システムの機能(2) 監視・監督機能 (ア)機能要件	2	「コアシステムの監視・監督支援機能に、条件指定し、情報提供等記録の提供を要求できること」という記述がございますが、「条件指定」の条件として、P3-14の監視・監督支援機能の不正な兆候の条件としてあげられているもの（職員、情報照会機関、情報照会機関、個人、手続き等の要素）として上げられているもの他にあるようであれば、明記した方が良いと考えます。	監視・監督システムから情報提供等記録を要求する際の条件を明確にしておくべきと考えたためです。	P3-14の記載のとおり、調達仕様書（案）記載の各要素に対する単位時間あたりの件数や時刻（早朝、深夜等運用時間内外）なども想定しています。
21	3-24	31～35	3.1.3 監視・監督システムの機能(2) 監視・監督機能 (ア)機能要件	2	「表4.2-3 事務手続数及び年間処理件数」において、年間の処理件数が約6.5億件と記載されています。通年または年度比較にて情報提供等記録を分析対象とすることを考慮し、利便性、拡張性等の観点から、「簡易な分析ツール」ではなく、DBMS、DWHを用いた構成としてはいかがでしょうか。	システム利用者の利便性、拡張性等の向上を図ることが望ましいと考えられるため。	調達仕様書（案）の「3.1.3 監視・監督システムの機能(2) 監視・監督機能 (ア)機能要件 「※ 簡易な分析ツール等を利用した機能を提案すること」とありますように簡易な操作で柔軟性に富んだ分析ツールを想定しています。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
22	3-26	24	3.1.4 その他共通機能(1) データ送受信機能 (ア)機能要件④	3	「・情報提供管理機能における…」とありますが、「・情報提供関連機能における…」の誤りではないでしょうか？	「情報提供管理機能」はコアシステム側の機能だと思えます。情報提供のシーケンスでは、インターフェイスシステム間で直接やり取りをして、コアシステムは関係しないと考えるので、ここは、インターフェイスシステムの「情報提供関連機能」の誤記ではないかと考えるためです。	ご意見のとおり、調達仕様書（案）の「3.1.4 その他共通機能(1) データ送受信機能 (ア)機能要件④」の記載を「・情報提供関連機能における…」に修正します。
23	3-27	表3.1-16	3.1.4 その他共通機能(1) データ送受信機能(イ)機能一覧 表3.1-16 項番3	3	「データ送受信機能（監視・監督システム間）」の名前は、「データ送受信機能（コアシステム、監視・監督システム間）」とした方が良いと思います。	同表の項番1「データ送受信機能（コアシステム、インターフェイスシステム間）」と項番2「データ送受信機能（コアシステム、住民基本台帳ネットワークシステム間）」との名前の統一感があるためです。	ご意見のとおり、調達仕様書（案）の「3.1.4 その他共通機能(1) データ送受信機能(イ)機能一覧 表3.1-16 項番3」の記載を「データ送受信機能（コアシステム、監視・監督システム間）」に修正します。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
24	3-28 3-34	2 5	3.1.4 その他共通機能 (2) ユーザー管理機能 (ア) 機能要件 ①操作者の認証 3.4.1 コアシステムの情報・データ	3	項4においては、職員情報はコアシステムに保持することとなっているが、機能の分類としては「その他共通機能」に分類されているので、「その他共通機能における情報・データ一覧」の表を別途記載し、その表中に示すのが適切ではないか。	2箇所の記述に齟齬があると考えられるため。 ・	調達仕様書(案)の「3.4.1 コアシステムの情報・データ」の項では、機能ではなく、システム内での情報の存在位置を示しております。そのため、共通機能における情報・データ一覧の追加は行いません。また、「3.4.3 監視・監督システムの情報・データ」の項において、職員情報、権限情報等を記載していないのは、職員等利用者共通認証基盤(GIMA)の活用も想定しているためです。 なお、詳細については、「3.4 情報・データ要件」の項に記載のとおり、設計工程にて確定させることとしています。 ・
25	3-34	16	3.4.1 コアシステムの情報・データ 表 3.4 1	2	項番1 情報提供等記録の情報概要に「情報照会者及び情報提供者の操作者を識別するための情報」という項目がございますが、この情報は、中間サーバ側から渡される情報と想定しますが、想定があっているようであれば中間サーバ側への意識も含め、明記した方が良いと考えます。	情報連携基盤ワーキングの検討資料の「中間とりまとめ」では、端末情報は、情報保有期間側で保持しておけば良いという表現も見受けられましたので、中間サーバと情報提供ネットワークインタフェースシステムのインタフェース条件を明確にする上でも明記した方が良いと考えます。 ・	調達仕様書(案)の「3.4.1 コアシステムの情報・データ 表 3.4 1 項番1 情報提供等記録の情報概要」欄に記載の「情報照会者及び情報提供者の操作者を識別するための情報」という項目は、中間サーバから受領する任意項目であると考えています。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。 ・
26	3-35	29	3.4.1 コアシステムの情報・データ 表 3.4 1 項番1 2 伝送経路情報	3	情報名の「伝送経路情報」の説明の中に、同名称の「伝送経路情報」が項目として記載しております。情報概要の「伝送経路情報」が具体的に何を表しているかを明確にして別の名称にした方が良いと思います。 ・	伝送経路情報とは、「情報の提供者」と「情報の照会者」と「伝送経路情報」であるという説明になってはいますが、伝送経路情報が入れ子の状態では分かりにくいので、具体的に想定している項目があればそちらを記載した方が意識違いが発生しにくくなるかと考えたためです。 ・	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)の「3.4.1 コアシステムの情報・データ 表 3.4 1 項番1 2 伝送経路情報」の記載を「伝送経路」と修正します。 ・
27	3-39	17	3.5.2 外部インターフェイス一覧	3	ここで示されている共通鍵とは、どのような役割のための共通鍵でしょうか。補足的にご説明いただきたい。 ・	他に記述のない事項のため。 ・	「表3.5.1 外部インターフェイス一覧 項番7」に記載している共通鍵は、暗号化通信を行う際に情報を暗号化するための鍵を指しています。 ・
28	3-39	3.5.3	3.5.3 符号化文字集合及び符号化方式について (1) 日本語表現を必要とする情報	3	取り扱う日本語文字集合の範囲が「JIS X 0213:2004」となっておりますが、地方自治体で管理する外国人氏名に使用される正字が含まれていません。 「JIS補助漢字」および「平成23年法務省告示第582号別表第一に定める漢字」を追加してはどうでしょうか。 ・	情報照会者側で外国人氏名が正しく表現できなくなるため。 ・	現状においては、ご意見の「JIS補助漢字」及び「平成23年法務省告示第582号別表第一に定める漢字」は要件としておりません。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。 ・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
29	3-39	3.5.3	3.5.3 符号化文字集合及び符号化方式について (1) 日本語表現を必要とする情報	3	「JIS X 0213:2004」は改正されて「JIS X 0213:2012」となっています。最新の規格を参照した方が良いと思われます。*	最新の規格を参照することが、JISでは推奨されているため。*	「JIS X 0213:2004」から「JIS X 0213:2012」への改正では、文字範囲の修正がないので現状の記載としたところですが、ご意見を踏まえ、以下のとおり、調達仕様書(案)を修正します。 「JIS X 0213:2004」を「JIS X 0213:2012」と修正します。*
30	3-39	3.5.3	3.5.3 符号化文字集合及び符号化方式について (1) 日本語表現を必要とする情報	3	「UCS-4の範囲を符号化」ではなく「UTF-32の範囲を符号化」とした方が良いと思われます。*	「JIS X 0221:2007」における「UCS-4の範囲」はU+00000000~U+7FFFFFFFであり、それに合わせてUTF-8も1~6バイトが規定されている。この「UCS-4の範囲」は、新しいJIS X 0221では改正が予定されていて、U+0000~U+10FFFFになる。今後の混乱を避けるため、最初から「UTF-32の範囲」としておくことで、U+0000~U+10FFFFだけを扱えばよいことを明記するため。*	文字の符号化方式は、将来において文字範囲が拡張された場合においても変更はしないこととしており、UTF-8(UCS4の範囲)とします。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。*
31	4-2	16	4.1.3保管データ (2)保管期間	1	アプリケーションログは7年保管、かつオンディスク上に保管とされているが、外部媒体で保管可能とすることも許容すべきと考えます。*	オンディスク上に保存することはコスト増の要因であると共に、外部保管等の選択肢を狭める結果となるため。*	アプリケーションログ等の記録についてもオンディスクで7年間保存することを要件としております。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。*
32	4-2	15	4.1.3保管データ (2)保管期間	1	情報提供等記録もアプリケーションログ等記録も7年間オンディスクで保管するように記載があります。証跡となる情報提供等記録は7年間の保管は必要だとしても、証跡以外のアプリケーションログ等記録についてはオンディスクで保管する期間は1年~2年程度に見直してはいかがでしょうか。*	内閣官庁情報セキュリティセンターの「平成23年度政府機関における情報システムのログ取得・管理の在り方の検討に係る調査報告書」の中で、「ログを1年間保存すれば、高い確率で攻撃の初期段階からのログを抽出することができる」との記載があり、ログは1年間以上保存することを推奨しておりました。それに照らし合わせて考えると、7年間保管は冗長に思ったためです。*	アプリケーションログ等の記録についてもオンディスクで7年間保存することを要件としています。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。*

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
33	4-4	9	4.2.2 スループット 表 4.2 3 事務手続数及び年間処理件数	2	「事務手続数」という項目が表中にございますが、この数に対応する具体的な事務を明記した方が良いと考えます。・	「番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/houansetumei250321/gijisidai.html)における「資料9番号法案に係る地方税関係の業務について P8~9」に想定している具体的な事務や求める情報が一部載っていますが、この具体例の数と左記の「事務手続数」は同じものと想定しております。 この具体例が、仕様書に記載されれば、別表2をベースにして作成する照会許可用照合リストについても、中間サーバとのやりとりに使われる事務という情報のレベルについても意識されなくなると思われるためです。・	事務手続数については、提案者に対しシステムの規模感を示すために記載しているもので、具体的な事務手続（内容等）がスループットに影響するものではないと考えています。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。・
34	4-27	1	4.2.2スループット 表 4.2 4 ピーク月件数及びスループット	4	精緻な見積もりを実施するためには、スループット以外に、照会要求及び提供処理における平均的なメッセージサイズの提示が必要であると考えます。・	性能要件の充足を確実にするため。・	入札公告後に、「データ標準」を閲覧対象資料とする予定ですので、当該資料よりメッセージサイズの想定が可能と考えます。・
35	4-27		4.2.2スループット 表 4.2 4 ピーク月件数及びスループット	2	ピーク月の処理件数を単純に秒当たりのスループットに変換してもピーク値ではありません。・	例えば、月末の締日等、特定の日にピークが到来し、その時の値をベースにスループットを求めなければ、算定できません。想定でも構いませんので、特定日を想定し、その上でピーク処理件数を提示いただきたいと思います。・	「表 4.2-4 ピーク月件数及びスループット」は、情報連携前の現時点の制度や手続きから算出した参考値です。具体的な数値は、今後精査していくこととなります。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
36	5-1	5.1.1	5.1.1 システム稼働の要件	2	3システムの稼働率について99.99%とあり、年間52分の停止時間との定義であると認識しています。しかし後述5.1.3にある業務復旧時間では2時間以内の目標復旧時間とされており、99.99%の稼働率を下回る時間の設定になっており、修正すべきではと考えます。*	99.99%を実現する可用性要件レベルと実質内容が一部乖離しています。稼働率および目標復旧時間を再考いただきたいと存じます。*	「5.1.1 システム稼働の要件」「5.1.2 システム機器の耐障害性」「5.1.3 業務復旧」に記載の各目標値は、情報提供ネットワークシステムの社会インフラとしての重要性を考慮し、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の非機能要求グレード活用シートにおける「社会的影響が極めて大きいシステム」の選択レベルを基準として設定しております。 ただし、システム稼働率につきましては、政府共通PFのシステム稼働率にアプリケーションの稼働率を加味する必要があることから、「社会的影響が極めて大きいシステム」に推奨されるレベル5の99.999%の適用が困難であると考えられるため、レベル4の99.99%としております。 よって、調達仕様書（案）に記載のままとします。 なお、「5.1 信頼性要件」に記載のとおり、政府共通プラットフォームの非機能要件の実装方式、構成情報等を踏まえつつ決定する必要があることから、調達仕様書（案）に示す要件を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととしております。*
37	5-1	5.1.1	5.1.1 システム稼働の要件	2	計画停止許容時間(目標)を明記いただきたいと存じます。*	当該システムには計画的なメンテナンスが必要と思われます。不要の場合はその旨を明記して頂きたいと存じます。*	計画停止許容時間については、内閣官房と協議の上、基本設計及び詳細設計（運用設計）にて決定することとしています。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。*
38	5-1 10-3	14 9, 11	5.1.1 システム稼働の要件 10.1.1 システム稼働時間	3	インターフェイスシステムは設置先情報提供機関ごとに稼働時間がことなることがあり得ると理解できるが正しいか。その場合、稼働時間の差異を吸収するための機能をコアシステム側で用意する必要が出てくるが、機能要件には特段の記載がない。必要な箇所に補記いただくか、情報提供機関によらずインターフェイスシステムの稼働時間を統一したらどうかと考える。*	2箇所の記述に齟齬があると考えられるため。*	ご意見を踏まえ、以下のとおり、調達仕様書（案）を修正します。 調達仕様書（案）の「表 3.1-16 データ送受信機能 項番7 稼働状況管理機能」記載の稼働状況管理機能を活用し、稼働時間の差異がある部分を吸収する機能を追加するため、「表 3.1-16 データ送受信機能 項番7 稼働状況管理機能」の【主な処理内容】欄に、「また、インターフェイスシステムの接続先となる中間サーバー等の情報保有機関側システムの運用時間に差異があるため、それらシステムの稼働状況を管理し、適時データ送受信処理を行う。」を追記します。*
39	5-2	5.2.1	5.2.1 システムの拡張性要件	2	システム資源（CPU、メモリ、ディスク等）については要件となっていますが、ネットワークについての考え方も記載すべきと思われます。*	処理量が増えた場合、ネットワーク負荷も上がると考えられますが、その場合の対処も考慮しておく必要があると思います。*	現状では、既存のネットワーク（LGWAN、政府共通ネットワーク）を使用することとしています。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。*

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
40	5-5	表5.5-1	5.5.2 バックアップシステムの設置について 切り換え復旧目標	4	切り換え目標の要求水準を、復旧時間24時間及び復旧時点24時間前の損失をシステム障害(2時間)に近い切り換え時間を目標とするべきと考えます。*	費用対効果を考慮した場合でも、大きなコスト増を伴わないで、切り換え時間の極小化を念頭に設計できると思われます。 データの即時伝播を前提に限りなく同期連携に近い実装とすることで、可能であると考えられます。*	調達仕様書(案)には、政府共通プラットフォームの制約事項等を考慮し、最低限満たすべき要件を記載しております。なお、更なる時間短縮についてはご提案の範囲です。*
41	6-1	1	6 情報セキュリティ要件	4	コアシステムとインターフェイスシステムは、設置場所、調達・運用主管がことなることから、同一要件を全ての情報提供機関に適用することは困難であるとする。それぞれの要件について、コアシステムとインターフェイスシステムとの区分を追記いただきたい。*	機能の実現が困難と考えられるため。*	情報セキュリティについては、調査研究にて現在整理している報告書を開示予定としています。詳細については、調査研究等の結果を踏まえ、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。*
42	6-3	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (1)データ保護 ①	3	「保護すべき情報に対してアクセス制御」を「保護すべき情報に対して、特権ユーザの強制権限管理やデータマスキングによる最小権限対策等、強力なアクセス制御」へ修正すべきと考えます。*	ユーザや管理者といった運用を通してのアクセスだけでなく、アプリケーションからデータベース等へ接続する、システムやミドルウェア等が持つ権限によるアクセス管理も厳格に行うべきと考えます。*	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。*
43	6-4	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (3)システム管理・システム運用におけるセキュリティ対策 ②	2	データベース等重要な情報資産等に対しては、定義ファイルや設定ファイルの変更等の検知を自動で監視できるようにするべきと考えます。*	定義ファイルや設定ファイルへのアクセスや変更を、ライフサイクル管理を行う仕組みやツールで確実に行うべきと考えます。*	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。*
44	6-4	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (3)システム管理・システム運用におけるセキュリティ対策 ③	2	データベース等に保管してある重要な情報は、表や領域等毎細分化された権限管理を行った上で、バックアップを実施するべきと考えます。*	守るべきもっとも重要なデータはデータベースに格納されていると思われます。それらのデータのバックアップに際しても、より多重のセキュリティ対策を施すべきと考えます。*	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。*
45	6-4	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (3)システム管理・システム運用におけるセキュリティ対策 ⑤	2	パッチの適用に関して管理を確実にを行う仕組みを備えるべきと考えます。*	データベース、アプリケーションサーバ、Java VM等のミドルウェアに関して、確実にパッチ適用を行うための管理体系もしくは管理ツールが必要と考えます。*	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。*
46	6-4	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (4)鍵管理	2	データベース等の暗号化で用いる鍵だけでなく、Webサーバ、アプリケーションサーバで利用する鍵も同様な管理をすべきと考えます。*	暗号化は通信時、保管時、バックアップ時にも必要です。同時に利用する鍵の管理を集中化することにより、煩雑さを防止し、かつ確実に管理ができると考えます。*	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。*

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
47	6-4	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (4)鍵管理	2	鍵の変更が行われても、柔軟に対応できることが必要と考えます。・	データベース等の暗号化鍵が変更になっても、対応できるような仕組みにしておかないと、暗号化されたデータを復号するのに支障がでます。・	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。・
48	6-4	6.2.1	6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策 (5)その他不正アクセス、内部不正等へのセキュリティ対策③	2	「検知および通知できること」となっていますが、「検知および通知、さらには分析もできること」とすべきと考えます。・	実際の事故に至らないまでも、不正が疑われるアクセスがある可能性を否定できなく、アクセスパターンを分析し、傾向をつかみ、事前の策をとることが、予防になると考えます。・	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。・
49	6-5	7	6.2.2 ネットワークにおけるセキュリティ対策	3	コアシステムとして充足すべき要件と理解して良いか。 国の機関や健康保険組合、厚生年金基金等の各情報提供機関に導入するインターフェイスシステムにおいても、当該要件を満たすことは困難と考える。それぞれの要件について、コアシステムとインターフェイスシステムとの区分を追記いただきたい。・	機能の実現が困難と考えられるため。・	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。・
50	6-5	6.2.3	6.2.3 その他共通事項 (1) 運用者端末に係るセキュリティ対策③	2	端末認証だけでなく、端末権限による認可も行うべきと考えます。・	IPによる特定端末に対する認可、時間帯のみ接続できるサーバの限定等、より権限管理を強化すべきと考えます。・	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。・
51	6-5	6.2.3	6.2.3 その他共通事項 (1) 運用者端末に係るセキュリティ対策⑤	2	「ログ等に記録し、履歴を管理できること」となっていますが、「分析できること」を追加すべきと考えます。・	実際の事故に至らないまでも、不正が疑われるアクセスがある可能性を否定できなく、アクセスパターンを分析し、傾向をつかみ、事前の策をとることが、予防になると考えます。・	「6 情報セキュリティ要件」に記載のとおり、調査研究の結果を踏まえ、詳細については、基本設計にて内閣官房と協議の上、決定することとしています。・
52	7-1	25	7.2 ハードウェア構成	3	インターフェイスシステムが設置される国の機関や健康保険組合、厚生年金基金等の各情報提供機関におけるネットワーク構成や、使用可能プロトコル等については、本調達においては特に制限等はないものと理解してよいか。もし制限等があるなら、追記いただきたい。・	機能の実現が困難と考えられるため。・	インターフェイスシステムが設置される国の機関や健康保険組合、厚生年金基金等の各情報提供機関におけるネットワーク構成や、使用可能プロトコル等については、調達仕様書(案)「7.4.2 ネットワーク要件」に記載のとおり、利用予定の政府共通ネットワーク及びLGWANとの調整となります。また、既存システムを使用する場合は、その制約を受けることとなります。・
53	7-6	21	7.5 多言語対応要件	3	多言語対応は、日本語版開発時点から意識的に設計しておく必要があるため、現時点で想定している多言語の種類をご教示いただきたい。・	機能の実現が困難と考えられるため。・	多言語対応については、柔軟な拡張性を想定しているもの(i18n)であり、対応できる言語を指しているものではありません。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
54	8-1	8.1	8.1 テスト計画の作成	3	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）案において、工程管理支援業者が「テスト全体方針書」を作成する旨の記載があります。そのため、「8.1 テスト計画の作成」において、各テスト工程のテスト実施計画書を作成するに当たり、工程管理支援業者が作成する「テスト全体方針書」を遵守する旨、追記頂きたく存じます。	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）案との整合性を確保するため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、調達仕様書（案）を修正します。 「8.1 テスト計画の作成」の「受託者は、本業務調達に先行する工程管理支援業務にて提供されるテスト全体方針書に従い、各テスト工程の開始までに、あらかじめ単体テスト、結合テスト、総合テストのテスト実施計画書及びテスト仕様書、テストチェックリストを作成し、内閣官房に提出し承認を得ること。」と修正します。
55	8-5	3	8.2.8 総合テスト要件①	2	総合テスト①及び②について、「拡張性検証」と「パッチ適用検証」についても考慮した上、項目として追加すべきと考えます。	システムを拡張した場合、およびシステムに対してパッチを適用した場合も、システムの稼働を確認するためにテストを実施すべきと考えます。	調達仕様書（案）は基本的な要件を示したものであり、ご意見の内容はご提案の範囲です。
56	10-9	1	10.2.2 バックアップ要件⑫	2	リカバリは、可能な限りシンプルな手順で実施し、バックアップからのリストア時間を極小化できるように設計すること、とするべきと考えます。	運用手順ミスを抑制するためにも、可能な限りシンプルな手順で実施できる事に加え、リストアポイントの時刻指定など柔軟性を要することが望ましいと考えます。	調達仕様書（案）は基本的な要件を示したものであり、ご意見の内容はご提案の範囲です。
57	12-7	1	12.3 瑕疵担保責任	4	瑕疵担保期間の開始日つまり、本業務の検収日とは、本調達の契約期間であるH29年3月31日と認識してよろしいでしょうか？それとも、H29年7月の地方公共団体との連携開始日と認識すべきでしょうか？	瑕疵担保期間を明確にするためご意見致します。	検収日は、本調達の納入成果物の納入が完了した日を指します。 したがって、本調達の瑕疵担保期間の開始は、平成28年度末における納入成果物の納入完了日となります。
58	13-1	1	13.1.1 資格要件	2	「13.7 環境への配慮」に関連した資格として、「ISO14001/JIS Q（環境マネジメントシステム）」を当該受託者に求める資格要件として追加されてはいかがでしょうか？	環境に十分配慮した先進的な政府の調達システムであることを国内外にPR/担保するためです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追加します。 「また、以下に示す資格要件を満たすことが望ましい。 ・ISO14001/JIS Q（環境マネジメントシステム）を取得していること。」
59	13-1	20	13.1.2 実績	2	求める実績として、以下を追加すべきと考えます。 「複数政府機関・地方公共団体が利用するクラウド形態のシステム構築実績」	複数の行政機関が利用する本システムと類似の構築実績を求めらることで、事業者の技術力・実行力が担保できるため。	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）の「13.1.2 実績」に以下を追加します。 「また、以下の実績を有することが望ましい。 ・複数政府機関・地方公共団体が利用するクラウド形態のシステム構築実績」

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
60	13-1	18	13.1.2 実績	3	文中に「受託者は、以下の①から⑦に示す、～」とありますが、以下に列挙されている情報は、①から⑤までとなっております。 ⑦は⑤の誤記であれば、訂正いただいた方が良いと思います。	以下に示す情報として、本来⑥と⑦があるのに記載が漏れているのか、⑦は⑤の誤記（ミス）であるのかを明確にしておいた方が誤解が生じないためです。	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）の「13.1.2 実績」の記載を「本システムは、番号制度の基幹を担う重要なシステムであるため、受託者は、以下の①から⑤に示す、」に修正します。
61	13-4	11	13.1.4 応札の形態	4	共同提案をを行う事業者は、単独参加や他の共同提案での参加を行ってはならないとした方が良いと考えます。	競争性の観点からの意見です。	ご意見の内容につきましては、応札に係る制約事項として、「入札説明書」にて示すこととします。
62	附属1	—	全体スケジュール（案）	4	インターフェイスシステム集約ASPの環境リリース時期と、政府共通プラットフォームの環境リリースの時期を合わせることによって、ハードウェア等の保守費やデータセンター及び回線にかかるコストを効率化できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	インターフェイスシステム集約ASPのシステムも含めたテストに関して、コスト面等における効率化を図るためです。	政府共通プラットフォームは平成27年第3四半期より利用開始となるため、リリース時期の変更は不可となります。また、総合運用テストは平成28年第2四半期より開始します。この制約条件のもと構築を行なっていただくことを想定しています。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
63	附属1	—	全体スケジュール（案）	4	以下の理由で、上流工程において手戻りが発生するリスクが高いと考えられます。 ・要件定義及び基本設計のスケジュールが並行で行われていること ・全体の開発規模と比較し、作業期間が短いと考えられること ・情報提供等記録開示システム側の要件定義が未実施の状態、要件定義を完了させる必要があること 全体スケジュールを遵守するための方策や、手戻りが発生した場合に備えた方策、スケジュールの実現性などを、提案内容に求めているかがででしょうか？	短期間で上流工程を完了させるための工夫や、各種制約を踏まえたスケジュールを立案することで、事業者の技術力・実行力を確認することが可能となるため。	ご意見の内容につきましては、本件の調達にかかる入札の説明資料における「総合評価手続説明書」の別添「機能証明書」にて示すこととします。

種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載。

[1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]

調達件名：情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務（質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
1	2-17	4	2.5.1 作業内容 (5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可照合リスト情報の作成	1	照会許可照合リストは、「調査研究の成果」「工程管理支接受託者が作成するデータ標準作成のインプット資料」「各機関との調整結果」を受けて策定することとありますが、単純なデータ化の作業を想定しているのでしょうか？それとも、各省庁との調整やデータ項目の確認、データ設計など、一定の業務知識を必要とする作業を想定しているのでしょうか？	想定する作業内容に応じて人件費・単価が変動するため	ご質問のとおり、各省庁との調整を踏まえたデータ項目の確認、データ設計など、一定の業務知識を必要とする作業を想定しています。
2	2-17	1	2.5.1 作業内容 (5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可照合リスト情報の作成	1	本調達で実施するデータ標準の策定について、「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究 技術標準の検討に係る報告書 別紙 データ標準」において事前検討が行われているものと考えますが、事前検討の範囲は、本作業の対象データ全てについて網羅されているかご教示いただけますでしょうか。	調達範囲およびシステム規模理解のため。	左記の調査研究報告書は、調査研究時点での情報を整理した内容となります。その後の変更等は、調達仕様書（案）の「2.5.1 作業内容（5）」に、「各機関との調整の支援を受け、データ設計を行い、データ標準（データの仕様書）案を策定する」と示しているとおりに設計・開発段階において取り込むものとしています。
3	2-18	7	2.5.1 作業内容（7）開発・単体テストの実施	1	「情報提供等記録開示システム及び中間サーバー等のテストを効率的に進めるため、事前に接続確認等が実施できるテストツールを提供すること」とありますが、中間サーバー用の接続確認用単体テストツールは、中間サーバー側で何の目的で使用するものになるのでしょうか？	中間サーバーの開発期間は平成26年3月までとなっていることから、情報提供ネットワークシステム側の提供時期と本来中間サーバー側の開発で必要となる時期が合っておりません。中間サーバー側で具体的に想定している使用用途等があれば、その目的に沿ったテストツールを提案する必要があると思ったため、確認させていただきました。	情報提供ネットワークシステムに接続する各機関において、その接続テスト等の作業を効率的に実施するためのテストツールを提供するものです。対象としては、総務省が調達する中間サーバー以外も想定しています。
4	2-18 7-1	11	2.5.1 作業内容 (8) 7.2 ハードウェア構成	1	政府共通プラットフォームの利用を前提とされていますが、当該事業で整備されるハードウェアの構成は、本調達で検討・定義される要件（機能、性能、所要時期等）を満たすよう検討が進められると考えて宜しいでしょうか。	政府共通プラットフォームの利用範囲や内容によって、本調達スケジュール（設計・開発・テスト）等に大きな影響が及ぼされるためです。	政府共通プラットフォームの利用を前提として検討・定義されるハードウェア構成については、原則、政府共通プラットフォームの仕様、制約事項等に準拠して設計・開発を行っていただくこととなります。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
5	2-19 2-20	26 5	2.5.1 作業内容 (12) 受入テスト支援 (13) 総合運用テスト支援	1	受入テスト支援及び総合運用テスト支援において、「テストデータは受託者側で準備」となっていますが、テスト実施の為に情報提供ネットワークシステム側のデータ準備と情報保有機関側のデータ準備が必要であると考えます。情報保有機関側のデータ準備は含まない認識でよいでしょうか？それとも、情報保有機関側のデータ準備まで実施する必要がありますでしょうか？	テスト支援の作業範囲に応じて、人件費が変動するため。	原則として、情報保有機関側のデータは、情報保有機関にて準備することとしていますが、具体的には、工程管理支援業務受託者が策定する全体テスト方針書で示すこととしています。
6	2-22	22	2.5.1 作業内容 (17) 受託者とその他業務の受託者等との連携 (カ) 地方公共団体における情報提供プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発を行う総務省等との連携	1	中間サーバーとの「システム間のインターフェイス設計」は、情報提供ネットワークシステムの開発時にあらためて再調整（連携）することを想定していると読み取りましたが、中間サーバー側の開発終了後であっても再調整は可能だと思っておりますのでよろしいのでしょうか。	中間サーバーの開発期間は平成26年3月までとなっていることから、情報提供ネットワークシステム側の基本設計時期と合っておりません。中間サーバー側で既に情報提供ネットワークシステムとのインターフェイス設計は終わって実装済みの状況だと思いますので、中間サーバー側の検討結果に従うのが基本だと思いますが、再調整も可能かどうかの前提条件を確認させていただきました。	中間サーバーとの「システム間のインターフェイス設計」は、中間サーバー・ソフトウェア側の開発状況に応じて柔軟に対応することを想定しています。
7	2-26	8	2.5.2 納入成果物 (5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可照合リスト情報の作成	1	データ標準や照会許可照合リストの納入期限として「初期確定時期が平成26年度末」と記載されていますが、詳細設計書（コード設計書）は平成26年5月に納入となっています。データ標準で定められると考えられる、特定個人情報の項目、名称、属性などの情報も平成26年5月が納入期限となるのでしょうか？	作業実施における実現性の確認のため。	外部関係システム（中間サーバー等、中間サーバー等に接続される既存システム及び情報提供等記録開示システム）の設計・開発を進めるうえで必要となる情報について平成26年5月までに納入することとしています。
8	3-4	30	3.1 機能要件 表 3.1 1 業務に対応する機能	1	「項番35 お知らせ情報表示中継業務」に別途シーケンス図と合わせて整理とありますが、現時点で以下の認識が正しいか教えてください。 お知らせ情報自体は、情報提供ネットワークシステム内で作成するのではなく、あくまで情報保有機関側が作成したものを情報提供等記録開示システムに表示するために本人に中継するものである。	プッシュ型のお知らせ情報をシステムが自動判断して、情報提供等記録開示システムに送信するような仕様ではないことを確認したいためです。	ご質問のとおり、お知らせ情報は、情報提供ネットワークシステム内で作成するのではなく、情報保有機関側が作成したものを情報提供等記録開示システムに表示するために本人に中継するものです。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
9	3-10	29	3.1.1 コアシステムの機能(3) 情報提供管理機能	1	自己情報提供要求を照会許可照合リスト情報と照合して情報提供の可否を判定し、とありますが、照会許可照合リスト情報の事務や特定個人情報の項目に自己情報提供要求に関する情報も含まれるのでしょうか？ また、上記の場合は自己情報提供要求は、別表2に記載された事務に限定されるという理解でよいのでしょうか？	アプリケーション機能の確認のため。	照会許可照合リスト情報の事務や特定個人情報の項目には、自己情報提供要求に関する情報も含まれます。 また、別表第二に記載された事務に限定されたものではありません。
10	3-11	表 3. 1-4	3.1.1 コアシステムの機能(3) 情報提供管理機能表 3. 1-4 項番3	1	項番3の照会許可照合リスト情報等管理機能に「伝送経路情報の登録、訂正、削除を行う」とありますが、「3. 2. 1 コアシステムの画面 項番2 照会許可照合リスト情報等管理機能 画面名：照会許可照合リスト情報管理画面」の主要項目に「伝送経路情報」が記述されていませんが、記述漏れと考えるとよろしいでしょうか。	伝送経路情報の登録、訂正、削除を行う画面が存在しないためです。	ご質問のとおりです。 ご質問を踏まえ、調達仕様書(案)の「3. 2. 1 コアシステムの画面 2 照会許可照合リスト管理機能 主要項目」欄の記載を「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の項目、伝送経路情報」に修正します。
11	3-12	6	3.1.1 コアシステムの機能(4) 情報提供等記録管理機能(ア) 機能要件①情報提供等記録の生成及び保存	1	「処理過程を記録したログ」とありますが、アクセスログを想定しているのでしょうか。 想定していない場合、「4. 1. 3 保管データ (2) 保管期間」の「情報を恒久的に保持しないが、処理の過程において一時的に保存される場合がある」と記述されている情報を想定しているのでしょうか。	「情報提供記録の完全性を検証できること」とあるため情報の保持の仕方により各情報の保管データ量に影響があるためです。	「処理過程を記録したログ」は、アプリケーションログ(2. 2 用語の定義 項番5 に「電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記録を含む。))を指す。」と定義を想定しています。
12	3-12	19	3.1.1 コアシステムの機能(4) 情報提供等記録管理機能(ア) 機能要件①情報提供等記録の生成及び保存	1	「情報提供等記録の基となるログの改ざんを検知できるようにし、情報提供等記録の完全性を検証できること」という表現がございしますが、基となるログ・・・の部分に関して、情報提供等記録は、アクセスログ等のログから作成することを考えていらっしゃいますでしょうか？	情報提供等記録のための情報を上位から渡されるのではなく、アクセスログから作り出すとなると機能の作りが変わってくるため、仕様を明確化したいと考えたためです。	アプリケーションログ(2. 2 用語の定義 項番5 に「電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記録を含む。))を指す。」と定義)として、業務過程で生成される情報提供等記録を含むログを示しています。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
13	3-17	1	3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能(ウ)特記事項	1	GPKI/LGPKIの活用については提案を受け付けるとのことですが、入札公告時においては、GPKI/LGPKIの利用可否は確定している認識で宜しいでしょうか。	見積金額に影響がある事項であるため、適切な見積を行うためには確定頂くべきと考えます。	ご意見を踏まえ、既存の認証基盤(「GPKI、LGPKI」をいう。以下同じ。)を活用する方式で提案いただくことといたします。調達仕様書(案)の「3.1.1 コアシステムの機能(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」は「(6) 暗号化通信用等電子証明書管理機能」に修正し、既存の認証基盤から発行・交付される電子証明書を利用することとし、関連する調達仕様書(案)の記述を修正します。
14	3-22	16~19	3.1.2 インターフェイスシステムの機能(4) 情報提供関連機能(ア)機能要件⑦その他	1	情報提供バッチ処理について、システム規模理解のため、想定する業務量等がありましたらご教示願います。	調達範囲およびシステム規模理解のため。	現状では、情報提供におけるバッチ処理は想定していませんが、情報提供以外の送受信について、今後のシステム稼働時間帯や稼働状況を考慮し、バッチ処理による送受信も対応可能となることを機能要件としています。
15	3-26	19~21	3.1.4 その他共通機能(1) データ送受信機能(ア)機能要件③コアシステム、監視・監督システム間のデータ送受信	1	データ送受信機能の機能要件の一つ③「コアシステム、監視・監督システム間のデータ送受信」について。③の要件名には「データ送受信」とあるが、本文の末尾を読むと「データを送信すること」とあります。本機能では、「受信」することはあるのでしょうか？	「受信」の有無を知りたいため。また、もし「受信」もするのであれば、何を受信するのかを調査・検討する必要があります。	受信もあります。ご質問を踏まえ、調達仕様書(案)の「3.1.4 その他共通機能(1) データ送受信機能(ア)機能要件③項」の記載を「情報提供等記録管理機能あるいは監視・監督支援機能から監視・監督システムに提供されるデータを送受信すること。」に修正します。
16	3-28	14	3.1.4 その他共通機能(2) ユーザー管理機能①操作者の認証	1	入札公告時において、GIMAの利用可否は確定している認識で宜しいでしょうか。	見積金額に影響がある事項であるため、適切な見積を行うためには確定頂くべきと考えます。	調達仕様書(案)の「3.1.4 その他共通機能(2) ユーザー管理機能 ①操作者の認証」欄に「職員等利用者共通認証基盤(GIMA)」の活用を検討し、当該システムの性格上、有効と考える場合には、この活用に向け、内閣官房が行う総務省との調整の支援等を含め必要な対応を行うこと。」とありますようにGIMAの利用可否についてはご提案の範囲となります。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
17	5-1	表5.1-1 表5.1-2 表5.1-3	5.1.1 システム稼働の要件 5.1.2 システム機器の耐障害性 5.1.3 業務復旧	1	稼働率の要件数値が99.99%（年間停止時間：約52分）、サービス切り替え時間の要件が60秒以内、目標復旧時間2時間以内となっており、要求レベルに高低の差があるように見受けられます。稼働率を99.99%とした場合、サービス切り替え時間を60秒以内に設定するのはオーバースペックと考えますが、いかがでしょうか。	システム要件を検討するにあたっての確認となります。	<p>「5. 1. 1 システム稼働の要件」「5. 1. 2 システム機器の耐障害性」「5. 1. 3 業務復旧」に記載の各目標値は、情報提供ネットワークシステムの社会インフラとしての重要性を考慮し、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の非機能要求グレード活用シートにおける「社会的影響が極めて大きいシステム」の選択レベルを基準として設定しております。</p> <p>ただし、システム稼働率につきましては、政府共通PFのシステム稼働率にアプリケーションの稼働率を加味する必要があることから、「社会的影響が極めて大きいシステム」に推奨されるレベル5の99.999%の適用が困難であると考えられるため、レベル4の99.99%としております。</p> <p>よって、調達仕様書（案）に記載のままとします。</p> <p>なお、「5. 1 信頼性要件」に記載のとおり、政府共通プラットフォームの非機能要件の実装方式、構成情報等を踏まえつつ決定する必要があることから、調達仕様書（案）に示す要件を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととしております。</p>
18	5-5	11	5.5.2 表5.5-1 各システムのセンター切り替え時の復旧目標	1	大規模災害時における業務再開目標時間はシステム復旧前後に、人為的な手続きのプロセスを含むため、システムの再開目標時間よりも長い時間が定義されるのが通例と考えますが、調達仕様書（案）ではいずれも「24時間程度」となっています。業務再開目標とシステム再開目標それぞれの時間差異・内訳については設計・調整要素であると考えてよいでしょうか。	仕様確認のため。	ご質問のとおり、業務再開目標とシステム再開目標それぞれの時間差異・内訳については設計・調整要素です。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
19	7-6	20~23	7.5 多言語対応要件	1	システム運用者が利用する運用関連の画面（製品利用を想定）については、多言語対応しないことでよいでしょうか。 また、多言語対応については、対応可能な仕組みの設計のみを本業務の調達範囲とし、実際にシステムに登録されるデータに基づく検討（例えば情報保有機関の名称について、○ ○語で表示した際の文字数制限の検討）については対象外との認識でよいでしょうか。	仕様確認のため。	ご質問のとおり認識です。 多言語対応については、柔軟な拡張性を想定しているもの（i18n）であり、対応できる言語を指しているものではありません。
20	11-4	表中項番1、2、3	11.2.2表11.2-1	1	表11.2-1において、情報提供ネットワークシステム等ハードウェア導入受託者、情報提供等記録開示システムハードウェア導入受託者の記載がありますが、ここで示される対象の独自導入ハードウェアについては、本調達の範囲外で別調達扱いという理解で正しいでしょうか。	本調達の範囲の確認です。	ご質問のとおり、独自導入ハードウェアについては別調達としています。
21	13-4	15	13.1.4 応札の形態	1	「複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、」とありますが、共同提案の代表者が、一義的に全責任を負うものと考えて宜しいでしょうか。それとも個々の事業者が個々に責任を負う（例えば、3社共同提案の場合、1/3ずつ責任を負う）ものと考えerべきでしょうか。	想定される「代表者の責任範囲」を明確にするためです。	共同提案の場合、一義的には共同提案者の代表が全責任を追うものと考えます。
22	13-4	15	13.1.4 応札の形態	1	共同提案をさせていただいた場合、受託者との契約は複数事業者との連名契約になりますでしょうか。それとも代表者との1対1の契約になりますでしょうか。	共同提案(13.1.4)と再委託の考え方(13.4)との関係性を確認するためです。	共同提案による契約形態については、落札後に契約書等の見直しを含め、応札者との協議により決定いたします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
23	13-4	12	13.1.4 応札の形態	1	共同提案を行って受託した場合、契約書に記載される受託者側の契約者は、代表企業社のみとなりますでしょうか。または、共同提案社の連名となりますでしょうか。	体制の検討を行うにあたり、「13.4 再委託」の記載内容との整合を図る目的での確認となります。	共同提案による契約形態については、落札後に契約書等の見直しを含め、応札者との協議により決定いたします。
24	13-4	17~19	13.1.4 応札の形態	1	共同提案する事業者間で締結する協定の書式は任意のものを使用するという考えでよろしいでしょうか。	共同提案の場合の手続きを確認するため。	共同提案の事業者間で締結する協定は任意の書式を使用いただくこととなります。
25	13-4 13-5	11 15	13.1.4 応札の形態 13.4 再委託	1	「13.1.4 応札の形態」にある共同提案を行う事業者は、再委託申請の対象としないと考えてよろしいでしょうか。	作業体制構築のための確認です。	共同提案による契約形態については、落札後に契約書等の見直しを含め、応札者との協議により決定いたします。
26	附属1	—	全体スケジュール（案）	1	結合テスト・総合テスト・受入テストの開始時期を踏まえ、その環境構築に必要な期間を考慮し、政府共通プラットフォームの環境がリリースされるという理解で正しいでしょうか。	政府共通プラットフォームの環境リリース時期次第で、結合テスト以降のテスト実施が影響を受けるためです。	政府共通プラットフォームの環境リリース時期に合わせて、「附属1 全体スケジュール（案）」に示すスケジュールを想定しています。
27	附属1	—	全体スケジュール（案）	1	本システムは、非常に外部要因（本受託範囲以外の外部システムの開発状況等）の影響を受けやすい特性があると認識しております。何らかの外部要因により本調達のスケジュールに著しく影響が及んだ場合（または及びそうになった場合）、一部のスケジュールを見直す等、ある程度柔軟に貴室とスケジュール調整のご相談ができるものと考えて宜しいでしょうか（原則として、H29.3までの業務完遂が前提ですが）。	外部要因により本調達業務のスケジュールが遅れが出た場合でも、個別調整の可能性の有無を確認するためです。	外部要因の内容にもよりますが、原則、現在提示している「附属1 全体スケジュール（案）」を遵守していただくこととしています。
28	—	—	—	3	共同提案の場合における、入札参加資格の届出は代表者名とともに他の共同提案者名も明記するという考えでよろしいでしょうか。	共同提案の場合の手続きを確認するため。	ご質問のとおり認識です。共同提案の場合の入札参加資格の届出は代表者名とともに他の共同提案者名も記載願います。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
29	—	—	—	3	入札公告（RFP）時には、契約書（案）をご提示いただけることと考えてよろしいでしょうか。	事前に責任範囲等を確認したいため。	ご質問のとおり認識です。 入札説明書に契約書（案）を添付いたします。 なお、共同提案による契約形態については、落札後に契約書等の見直しを含め、応札者との協議により決定いたします。

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 調達仕様書に対する質問等 2. 提案依頼書に対する質問等 3. その他]